

組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性確認申請案件についての
意見・情報の募集について

平成30年2月11日
農林水産省消費・安全局

この度、「組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性確認申請案件」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく安全性の確認を行うこととしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

- (1) 組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造された飼料添加物（以下「組換えDNA技術応用飼料添加物」という。）については、飼料安全法第3条第1項及び飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、その安全性について農林水産大臣の確認を受けなければならないとされております。

農林水産大臣による安全性確認の手続は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件」（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号。以下「本告示」という。）に定められており、農林水産大臣は、安全性を確認するに当たっては、農業資材審議会に対し、家畜が当該組換えDNA技術応用飼料添加物を摂取する際の安全性について意見を聴くこととなっております（本告示第3条第2項）。

- (2) 今般、以下の組換えDNA技術応用飼料添加物について、本告示に基づく安全性確認の申請があり、農業資材審議会の意見を聴取したところ、同審議会から、家畜が当該飼料添加物を摂取する場合の安全性に問題はない旨の答申がありました。

・「Morph ΔE8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼ」

- (3) 上記組換えDNA技術応用飼料添加物について、農業資材審議会において、家畜が当該飼料添加物を摂取する際の安全性が確認されたことを踏まえ、農林水産大臣が当該飼料添加物の安全性の確認を行うに当たり、国民の皆様から御意見を募集します。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 組換え体飼料担当 宛

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X番号：03-3502-8275

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 組換え体飼料担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

提出に当たっては、「組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性確認申請案件についての御意見・情報の募集」の文字を、郵送の場合には封筒表面に朱書きで、ファクシミリの場合は件名として記載いただきますようお願いいたします。電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

また、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

平成31年2月11日～平成31年3月12日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

「Morph ΔE8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼ」に係る安全性確認書